

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項の前に次のように加える。

広島県調理師等研修資金		
優れた調理技術を有する者として知事が認めたもののうち、営業として設備を設けて多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（以下「料理店等」という。）であつて調理技術の向上につながる知事が認めるものにおいて研修の課程（以下「研修課程」という。）を受講する者で、将来、県内の料理店等に就業（開業を含む。）以下この項において同じ。）しようとするものに対し、その者の研修のための便宜を図るため貸し付けた資金	一 研修課程を修了した日の属する月の翌月から九年間の内に、八年間以上、県内の料理店等に就業していたとき。 二 研修課程中死亡し、又は重度の障害の程度に至る心身の故障のため研修課程の受講を中止したとき。 三 研修課程を修了した日の属する月の翌月から九年以内に死亡し、又は心身の故障のため県内の料理店等に就業することができなくなつたとき。 四 研修課程を修了した日の属する月の翌月から九年間の内で、県内の料理店等に就業しなかつた期間が一年を超えた場合であつて、当該超えるまでの期間の内で、県内の料理店等に就業していた期間が四年間以上あるとき。	債務の全部 債務の全部又は一部

本則の表広島県医師育成奨学金の項修学資金等の種類の欄中「公的医療機関（」を削り、「をいう。以下この項において同じ。）及び」を「並びに」に改め、「に規定する国立大学法人」の下に、「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第三条に規定する独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人（平成十五年法律第九十一号）第三条に規定する独立行政法人国立病院機構及び地方独立行政法人（平成十五年法律第九十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人」を加え、「中山間地域等の公的医療機関」を「中山間地域等の公的医療機関等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。